

富山県総合福祉会館
指定管理者募集要項

富山県厚生部厚生企画課

目 次

A	公の施設に関する事項	1
1	施設概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 設置目的	1
	(4) 施設の概要	1
	(5) 設備・備品の内容	1
	(6) 利用状況等	1
B	募集に関する事項	2
1	募集の趣旨	2
2	条件等	2
	(1) 申請資格	2
	(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	3
	(3) 管理の基準	4
	(4) 指定期間	4
	(5) 県が支出する指定管理料の上限	5
	(6) 利用料金制について	7
	(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担	10
	(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	10
	(9) 定期報告書（月報）の提出	11
	(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出	11
	(11) 事業評価	11
	(12) 県からの派遣職員について	12
	(13) 県による調査・指示等	12
	(14) 県による指定管理者に対する評価	12
	(15) 監査委員及び包括外部監査人による監査	12
	(16) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	12
	(17) 自主事業の実施について	13
3	応募・選定手続き	13

(1) 募集.....	13
(2) 申請方法.....	14
(3) 質疑応答.....	16
(4) 現地説明会の開催について.....	16
(5) 審査方法及び審査基準.....	16
C 指定管理者の指定及び協定の締結.....	19
1 指定管理者の指定.....	19
2 協定の締結.....	19
D その他.....	20
1 スケジュール.....	20
2 その他留意事項.....	20
3 配布資料.....	20

富山県総合福祉会館指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県総合福祉会館（愛称「サンシップとやま」）

(2) 所在地

富山市安住町5番21号

(3) 設置目的

富山県総合福祉会館は、本県における福祉を担う人材の養成、県民の福祉活動の支援及び福祉に関する情報の提供を行うことにより、県民の福祉に関する意識の高揚を図るとともに、地域社会における福祉サービスの総合的な提供を推進することを目的とする。

(4) 施設の概要

- ① 建物の構造 低層部：鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造
高層部：鉄構造
地上7階地下2階建て
- ② 敷地面積 3,029㎡
- ③ 建物面積 ア 建築面積 2,592㎡
イ 延床面積 13,359㎡
- ④ 施設内容 <利用承認（利用料金徴収）施設>
福祉ホール、和室、研修室、県民サロン及び地下駐車場
<その他>
福祉図書館、ボランティア交流サロン等

(5) 設備・備品の内容

別紙「富山県総合福祉会館の管理に係る業務仕様書」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	46,047人	41,211人	2,574人
利用料金収入	29,429,452円	26,067,938円	5,256,915円

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県総合福祉会館の効率的な管理及び利用者サービスの向上を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行う。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

① 法人等の団体であること

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に事務所を置き、又は置こうとする者であること。

注1 上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

注2 また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

注3 共同体で申請する場合は、上記要件のうち①～⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥（事務所の設置要件）については、共同体を

代表する法人等が要件を満たす必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 富山県総合福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 別表に掲げる富山県総合福祉会館の利用の承認に関する業務
- ③ 別表に掲げる富山県総合福祉会館の施設及び駐車場の利用料金の徴収に関する業務
- ④ その他別添仕様書に記載する業務

注1 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

注2 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

注3 法令等の規制及び県の指針等については、説明会において必要な資料を配布し、説明します。

別表

種別	
小研修室	研修室502号室、研修室602号室、研修室603号室及び研修室703号室
大研修室	研修室501号室、研修室601号室、研修室604号室、研修室701号室及び研修室704号室
和室	
福祉ホール（楽屋等を含む。）	
県民サロン	
附属設備	

(3) 管理の基準

① 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）。ただし、駐車場にあっては、この限りでない。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

② 開館時間

ア 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後5時30分まで）

イ アに掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで（駐車場にあっては、午前8時30分から午後9時30分まで）

③ 管理の基準に関する提案について

ア 上記（3）①及び②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。

イ ただし、この場合においても管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（5）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

ウ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

ア 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

イ 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。

ウ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

エ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。

オ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	令和8年度～令和10年度の合計額
指定管理料の上限額	250,416,000円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・ 上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

(参考1) 管理に係る経費

	令和8年度～令和10年度の合計額
指定管理料の上限額	250,416,000円
利用料金収入見込額	108,054,000円
管理に係る経費	358,470,000円

(参考2) 過去3年間の管理経費

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
管理経費	106,030,994円	109,549,593円	101,821,926円	
内 訳	人件費	10,509,466円	10,606,933円	9,724,532円
	光熱水費	41,424,183円	38,069,957円	34,889,458円
	委託費	49,246,816円	54,615,168円	54,434,108円
	その他	4,850,529円	6,257,535円	2,773,828円

※後述の修繕支出額及び備品購入支出額を除く。

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4月	10月	1月	4～5月
支出額	年度の委託額50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要がありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

(修繕について)

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
上限額	3,362,000円	3,362,000円	3,362,000円

- ・ 修繕に係る費用については、半期毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (1件100万円未満)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	31件	37件	20件
支出額	3,238,785円	3,979,050円	3,510,100円
主な 修繕内容	トイレ自動ドア修繕 留守番電話装置修繕 井水槽清掃	研修室ドア修繕 空調設備消耗品交換 消防設備修繕	各階照明安定器交換 照明スイッチ交換 監視カメラ設備一部更新

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）については、原則として、県で購入することとします。ただし、備品のうち、福祉図書館において、閲覧、貸出しの用に供する図書、DVD等については、指定管理者において購入するものとします。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(参考) 過去3年間の備品購入の件数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	340件	307件	307件
支出額	306,538円	225,168円	268,321円
主な 内容	図書340冊	図書307冊	図書307冊

(6) 利用料金制について

- ・ 富山県総合福祉会館については、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・ 富山県総合福祉会館の利用料金の額及び減免基準について提案してください。
- ・ 利用料金は、富山県総合福祉会館条例（平成11年富山県条例第46号）第9条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・ 令和8年度～令和10年度までの年間利用料金収入見込額は36,018,000円／年とします。
- ・ 現行の料金体系及び減免基準は次のとおりです（現行の料金体系は、平成18年4月施行の条例等で規定する料金体系と同じ）。

(料金体系)

ア 研修室等

種別	金額
小研修室	1室につき日額18,600円
大研修室	1室につき日額28,200円
和室	日額7,100円
福祉ホール（楽屋等を含む。）	日額38,200円
県民サロン	日額17,100円
附属設備	ウ 附属設備のとおり

備考

- この表の研修室の種別は、次のとおりとする。
 - 小研修室 研修室502号室、研修室602号室、研修室603号室及び研修室703号室をいう。
 - 大研修室 研修室501号室、研修室601号室、研修室604号室、研修室701号室及び研修室704号室をいう。
- 「日額」とは、午前9時から午後9時までの利用に係る金額をいう。
- 福祉ホールの利用者が入場料等を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額（以下「通常利用料金」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - 入場料等（その種類が2以上ある場合は、これらのうち最高額のものとする。以下この項において同じ。）が1,000円を超え2,000円以下の場合、通常利用料

金の30パーセントに相当する額

(2) 入場料等が2,000円を超え3,000円以下の場合 通常利用料金の50パーセントに相当する額

(3) 入場料等が3,000円を超える場合 通常利用料金の80パーセントに相当する額

4 県民サロンを利用する場合の利用料金は、指定管理者の承認を受けて専用して利用する場合に徴収する。

5 仕込み若しくはリハーサル又は展示品の搬入若しくは搬出のために福祉ホールを利用する場合の金額は、通常利用料金の30パーセントに相当する額とする。

イ 駐車場

種別	単位	金額	
基本料金	入庫したときから1時間までにつき1台	330円	
加算料金	昼間(午前8時30分から午後9時30分まで)	入庫したときから1時間を超える時間30分までごとにつき1台	110円
	夜間(午後9時30分から翌日午前8時30分まで)	1台	1,100円

ウ 附属設備

区分	品名	単位	金額(円)
映写設備及び視聴覚機器	スライドフィルム映写装置	1台	1,660
	資料提示装置	1台	1,660
	ビデオ映写装置(スクリーン付、ホール用)	1式	22,000
	ビデオ映写装置(スクリーン付、研修室用)	1台	2,760
	スクリーン	1張	880
	ビデオテープレコーダー	1台	2,220
	デジタル配信設備セット	1式	2,580
照明設備	サスペンションライト、ミラー スキヤンスポットライト、スポットライト	1式	2,860
	サスペンションライト	1式	1,660
	スポットライト(移動式)	1台	560
音響設備	拡声装置(マイク付・ホール用)	1式	2,760
	拡声装置(マイク付)	1式	2,540
	ダイナミックマイクロフォン	1本	730
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1,050
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,360
	テープレコーダー(カセット、DAT)	1台	1,660
	LD・CDプレーヤー	1台	1,660

備考

- 1 利用について、特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。

(減免基準)

- 1 次の(1)から(5)までに掲げる者が、富山県総合福祉会館の設置目的の達成に寄与すると認められる事業を行うために研修室等を使用する場合は、施設利用料金の額を2分の1に減額する。
 - (1) 社会福祉法第22号に規定する社会福祉法人で県内に主たる事務所を有するもの
 - (2) 社会福祉を目的とする事業を行う民法第33条の法人で県内に主たる事務所を有するもの
 - (3) 県ボランティアセンター又は県民ボランティア総合支援センターに登録又は参画している団体
 - (4) その他会則等に県民の福祉の増進を目的とする定めのある団体で県内に主たる事務所を有するもの
 - (5) 県が特に必要があると認めるもの
- 2 次の(1)から(7)までのいずれかに該当する駐車場の利用については、富山県福祉会館利用に要する時間に係る駐車場利用料金を免除する。
 - (1) 福祉カレッジの研修を受講するための使用
 - (2) 福祉総合相談センターにおいて相談するための使用
 - (3) 用務のために富山県総合福祉会館に入居する団体を訪れる者の使用
 - (4) 研修室等の施設利用料金の減額を受けた当該施設を利用するための使用
 - (5) 県内に居住し、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその付添者が富山県総合福祉会館を利用するための使用
 - (6) その他富山県総合福祉会館を使用する者の2時間以内の使用
 - (7) 県が特に必要があると認める場合

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設定瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※1）1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※2）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※3）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※4）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※5）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

- ア 施設利用者数、利用料金収入額等施設の利用状況に関する事項
- イ 施設の管理状況に関する事項
- ウ 利用者等からの苦情およびその対応状況
- エ 施設の安全管理のために実施した取組み

② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

富山県厚生部厚生企画課へ1部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

- ア 富山県総合福祉会館の管理の業務の実施状況に関する事項
- イ 富山県総合福祉会館の利用の状況に関する事項
- ウ 富山県総合福祉会館の利用料金収入の実績に関する事項
- エ 富山県総合福祉会館の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ ア～エに掲げるもののほか、富山県総合福祉会館の管理の業務に関する事項

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

富山県厚生部厚生企画課へ1部提出

(11) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 県からの派遣職員について

- ・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

(13) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(14) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

(15) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(16) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記（14）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指

定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(17) 自主事業の実施について

- 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ・ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
 - ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - ・ 自主事業を行う場合においても施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月27日（水）

② 配布場所

富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3197 FAX：076-444-3491

HPアドレス <https://www.pref.toyama.jp/1200/chiikikyosei/2025siteikanri.html>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ア 申請書
- イ 事業計画書
- ウ 納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
※法人にあつては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について、提出してください。
- エ 誓約書
- オ 法人等の役員名簿
- カ 法人（団体）の申請に対する意思決定を明らかにした書類（理事会等議事録等）
- キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- ク 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- コ 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、申請日の属する事業年度の直前2事業年度の同号に掲げる書類
- サ ケ及びコに掲げる書類を作成していない場合にあつては、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- シ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- ス 福祉・ボランティアに関する業務の実績を明らかにした書類（実績のある場合のみ）
- セ 施設管理に関する業務の実績を明らかにした書類（実績のある場合のみ）
- ソ 法人（団体）の概要に関する書類（パンフレット、チラシ等含む）

（共同体で申請する場合は、上記の他、次の i～iv の資料を提出してください。また、上記ウ～ソについては、全ての構成員について提出してください。）

- i. 共同体の構成員及び代表者が分かる書類
- ii. 共同体の協定書
- iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
- iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 提出部数 正本1部、副本6部

③ 申請先及び申請方法

- ・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
- ・ なお、FAXでの申請は認めません。

(申請書提出先)

富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3197 FAX：076-444-3491

* オンラインの場合

③ 申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「ク 法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3197 電子メール：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

④ 申請書提出期間

- ・ 令和7年9月30日(火) 8時30分から令和7年10月6日(月) 17時15分まで
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の17時15分までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行

うことができます。

- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に F A X（*又は電子メール）により、提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、F A X 番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・ 回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を F A X（*又は電子メール）で連絡します。

② 質問受付期間 令和7年8月29日（金）から令和7年9月4日（木） 17時15分まで

③ 質問への回答日 令和7年9月16日（火）

(4) 現地説明会の開催について

① 日時 令和7年8月28日（木）10時00分から

② 場所 富山県民会館 502号室

- ③ 参加方法
- ・ 現地説明会へ参加される場合は事前に現地説明会参加申込書により、ご連絡願います。なお、1社につき参加者は2名までとします。
 - ・ 現地説明会参加申込書には、申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、F A X 番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県総合福祉会館指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	15
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容となっているか	25
	【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか(県が定めた利用料収入見込額(数値目標)に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	25
	計	65
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80÷申請者提示額 90×配点 30=26.666 ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 15
	計	15
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実にを行うだけの最低限の経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	10
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	10
	計	20
合 計		100%

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表＞

審査項目	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実にを行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ①指定管理者が行う管理の業務の内容
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤利用料金に関する事項
- ⑥事業報告等に関する事項
- ⑦県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩指定管理者の損害賠償義務
- ⑪管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭その他、必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

令和7年

8月6日(水)	募集要項等の公表
8月6日(水)～27日(水)	募集要項の配布
8月28日(木)	現地説明会の開催
8月29日(金)～9月4日(木)	質問の受付
9月16日(火)	質問の回答
9月30日(火)～10月6日(月)	申請書受付期間
10月中旬	(一次選考結果発表)
10月中旬	二次選考
10月下旬	指定管理候補予定者の選定(二次選考結果発表)
10月下旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

2 その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。
- ③ 当該施設が存する富山市は、事業所税の課税団体であり、当該公の施設の管理する指定管理者に対しても、指定管理者が主として利用料金により公の施設の管理事業を行うと認められる場合、事業所税が課税される場合があります。(事業所税についての問い合わせ先：富山市市民税課)

3 配布資料

配布資料は次のとおりです。また、富山県総合福祉会館ホームページを参照してください。

- ① 富山県総合福祉会館指定管理者募集要項
- ② 富山県総合福祉会館の管理に係る業務仕様書
- ③ 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年富山県条例第4号)
- ④ 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成17年富山県規則第11号)
- ⑤ 富山県総合福祉会館条例(平成11年富山県条例第46号)
- ⑥ 富山県総合福祉会館条例施行規則(平成11年富山県規則第69号)
- ⑦ 富山県総合福祉会館の利用料の額について(平成26年富山県告示第150号)

- ⑧公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領
- ⑨指定申請書様式（様式1）
- ⑩事業計画書様式（様式2）
- ⑪収支計画書様式（様式3-1～3-4）
- ⑫誓約書様式（様式4）
- ⑬法人等の役員名簿（様式5）
- ⑭質問票様式（様式6）
- ⑮現地説明会参加申込書様式（様式7）
- ⑯パンフレットの写し

富山県総合福祉会館ホームページ

<http://www.wel.pref.toyama.jp/index.html>

問い合わせ先 富山県厚生部厚生企画課地域共生福祉係 （事務担当：竹部、棚田） TEL：076-444-3197／FAX：076-444-3491 メールアドレス：akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp
